

宮本徹君

この間いただいている雇用の問題についてお伺いいたします。大阪大学の非常勤講師の問題です。香川大学で 400 人の非常勤講師が業務委託契約になっていたというのが大問題になりましたが、これは 4 月 1 日から直接雇用になりました。大阪大学等でも同じ問題があります。資料をお配りしておりますが、8 ページ目にこの問題で文科省が事務連絡をだしております。「今般、一部の大学において、大学は直接雇用していないものに実質的に授業科目を担当させるという、不適切と思われる事案がありました」として、大学の職員・教員を含むとは「学長の指揮命令権の下に大学の校務に従事するものであると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事するものではないため職員には当たらず、したがって学校教育法上授業担当教員になることができると解される講師として発令することはできない」と書いてあります。つまり、学校長の指揮命令の下での授業や成績評価を行っている講師は、個人事業主として請負契約や委託契約ではたらかせることはできないと、いうことだと思います。ところが、2004 年から大阪大学と準委任契約を交わしている非常勤講師は、授業担当して成績の評価もしております。

文科省と厚労省にそれぞれお伺いしますが、文科省に対しては「事務連絡の趣旨を全国の大学に徹底し、香川大学のように適切な契約変更を行うよう指導すべきではないのか」、厚労省に対してはですね「文科省の事務連絡を踏まえ、労働者としての実態があれば、労働契約であると認定して、無期転換を認める等労働者として保護すべきではないのか」。おたずねいたします。

川中文部科学省大臣官房審議官

お答えいたします。大学の授業におきましては、準委任契約を締結したものなど、大学が直接雇用した教員以外のものを活用する場合には、関係法令に基づきまして、担当教員が授業実施状況を把握していること、担当教員による成績評価が行われていることなど、大学が主体性と責任をもって、当該大学の授業として適切に位置付けて行われる必要がございます。

本年 3 月、香川大学におきまして、準委任契約を締結したものに実質的に授業科目を担当させるという不適切と思われる事案があるとの報道を受けまして、香川大学に事実関係について確認を行うとともに、法令に則った対応をとるよう指導を行い、大学において直接雇用に切り替える等の対応が行われているものと承知してございます。また、ご指摘の大阪

大学における状況につきましては、現在大学に対して事実関係の確認を行っており、仮に不適切な事案が判明すれば、必要な指導・助言を行ってまいります。

文部科学省では、本年 4 月、大学が準委任契約等を締結したものを活用して授業を実施する場合の留意点に尽きまして、全国の大学に事務連絡を発出しており、各種会議等あらゆる機会を通じまして、全国の大学に適切な対応を求めてまいります。

吉永労働基準局長

個別の事案につきましては、お答えいたしますことは差し控えさせていただきますが、一般論として申し上げますけれども、労働契約法におきましては、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われるものをいうと掲されているところでございます。労働者に該当するかは最終的には司法において判断されるものではございますけれども、契約の名称に関わらず労働者であると認められた場合につきましては、労働契約法第 18 条の要件を満たすときは、無期転換ルールの対象となるものでございます。

宮本徹君

大阪大学についていま調べている最中だということだと思いますが、これしっかりと香川大学と同じように、ちゃんと直接雇用にしていきたいと思っております。